

軽井沢町長の専決事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、軽井沢町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1. 1件100万円以下の損害賠償及びこれに伴う和解に関すること。
2. 議決を経た契約の変更議決で500万円以内の契約額の増減、契約の相手及び契約の目的の軽微な変更に関すること。
3. 会計年度末における議決済みの町債の借入額の増減及びそれに伴う歳入歳出予算の補正をすること。
4. 会計年度末における基金繰入金及び基金積立金の増減に関し歳入歳出予算の補正をすること。
5. 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に關する歳入歳出の補正をすること。
6. 日切れ扱いの法律等の改正に伴う歳入歳出の補正をすること。
7. 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
8. 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、町がその条例を改正するにあたり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。
9. 会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。
10. 町が加入して組織する一部事務組合等における他の加入地方公共団体の名称の変更及び加入脱退に伴う当該一部事務組合等の規約の変更に関する関係地方公共団体の協議に関すること。

附 則

この指定は、平成22年3月19日から施行する。

経 過

- 平成3年3月19日 議会議決
平成22年3月3日 議会議決（全部改正）
平成25年9月26日 議会議決（一部改正）